

スポット

制度改革議論の中間整理を公表

ハードル高い「勤労者皆保険」

政府の全世代型社会保障構築会議が社会保障制度見直し議論の「中間整理」を公表しました。その制度改革の方向性の一つとして、持続可能な社会保障制度の構築に向けて「支え手」を増やしていくことがあげられています。

日本は少子高齢化により、2040年には65歳以上人口がピークの約3900万人に達する一方、現役世代は約6000万人に減少することが見込まれています。このため「中間整理」では、未来への投資として「子育て・若者世代」への支援を喫緊の課題であるとして、男性の育児休業取得促進などの子育て支援策を着実に推進するとしています。

また、すでに2021年4月施行

の改正高年齢者雇用安定法では、厚生年金の加入対象拡大に向けて、70歳まで働ける機会の確保を企業の努力義務としたほか、2020年の年金制度改革法では、短時間労働者が社会保険に加入できる企業規模要件を2年後までに「従業員501人以上」から「51人以上」に緩和することを決めており、今後は企業規模要件の撤廃も含めた見直しを検討されそうです。

岸田首相は「働き方に中立的な社会保障制度の構築を目指す」として、「勤労者皆保険」の実現を掲げています。働く人なら誰でも会社員同様、被用者保険（厚生年金・健康保険）に加入できるようにするもので、フリーランスやインターネットを通じ

て単発の仕事を請け負う「ギグワーカー」などについても社会保険への加入を促す考えを示しています。

確かに社会保険の適用拡大により、セーフティーネットの拡充が期待できるわけですが、フリーランスやギグワーカーなどの「被用者性」をどう捉えるかなど難しい点もあります。「被用者性」と「労働者性」は深く関連しており、社会保険の範囲を超えて労働関係へのハレーションを引き起こしかねないだけに慎重な議論が求められます。また、単純に考えれば、社会保険の適用拡大は、保険料等の事業主の負担増につながるだけにハードルは高いといえます。

2022

8

第3回 ハラスメントと会社のリスク①

ハラスメント を 考える

働きやすい
職場を目指して

職場のハラスメント問題は、いまや会社にとって避けられないリスクとなっており、問題の対応を誤れば会社は大きな損失を負いかねません。そこで、今回は事業主に生じうる法的責任（不法行為責任、使用者責任、債務不履行責任）について見ていくことにします。

会社でハラスメント問題が起ると、それは事業主の責任になることが社会的に認められるようになってきています。また、ハラスメントを原因として精神疾患などに罹患した場合、被害者は労災としての救済を求める道も開けてきています。

ハラスメント問題について加害者本人が責任を負うのはもちろんですが、その加害者を雇用している会社にも責任が及ぶことがあります。それでは、職場のハラスメント問題に関して、事業主にはどのような法的責任が生じ得るのでしょうか。

職場においてハラスメント問題が起こった場合、会社が被害者

法的責任が及ぶ範囲は 加害者に加え事業主も

に対して負う可能性のある法的責任は、主に以下の3つとなります。

不法行為責任（民法709条）

ハラスメント行為によって身体的・精神的苦痛を受け、それが不法行為であると認められた場合、加害者は損害賠償責任を負うことになります。また、過去にハラスメントに関する報告を多数受

け、ハラスメント問題の発生が予見できたにもかかわらず、会社が何らの対策も講じなかった場合、そのハラスメント行為が会社自体による不法行為として、損害賠償責任を負うことも考えられます。使用者責任（民法715条1項）使用者責任は、雇用している従業員が第三者に損害を与えた場合、使用者はその損害を賠償しなければならぬというものです。ですから、雇用する従業員のパワ

ハラ行為によって、被害者がケガを負ったり、精神的苦痛から精神疾患を発症したりした場合、会社は当該従業員が第三者に与えた損害について、使用者として責任を負うことになります。

使用者責任については、従業員の選任、事業の監督に相当な注意を払っていれば免責されることに

なりますが、実際の裁判では会社の使用者責任が免責された例はほとんどないとされています。

債務不履行責任（民法415条1項）債務不履行責任とは、契約違反などによって果たすべき義務を履行しなかったことで生じた損害を賠償しなければならない責任です。

会社が従業員と締結する雇用契約には、これに付随する義務として職場環境配慮義務があります。従業員に安全で働きやすい職場環境を提供する義務であり、労働契約法5条では安全配慮義務として明文化されています。

ハラスメントが行われる職場は決して安全・快適な環境であるとはいえません。よって、会社は従業員に対して職場環境配慮義務に違反したとして、債務不履行責任に基づく損害賠償義務を負う可能性があります。

今回は、ハラスメントに関連した法的リスク以外のリスクについて考えてみることにします。